

あきる野市特別簡易型総合評価一般競争入札 運用ガイドライン

令和7年8月

総務部契約管財課

目 次

1	ガイドラインの位置付け	．．．．．	1
2	総合評価方式の導入目的・経緯	．．．．．	1
3	総合評価方式の対象工事	．．．．．	2
4	学識経験者への意見聴取	．．．．．	2
5	落札者決定基準	．．．．．	3
6	総合評価方式手続き	．．．．．	7
7	評価内容の担保	．．．．．	9
8	秘密の保持	．．．．．	9
9	評価結果の公表	．．．．．	9
10	落札者となれなかった者に対する理由の説明	．．．．．	9
11	その他	．．．．．	9

1 ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、あきる野市（以下「市」という。）が発注する工事の請負において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、落札者を決定する方法として、特別簡易型総合評価一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するにあたり、あきる野市契約事務規則（平成7年あきる野市規則第38号）及びあきる野市条件付一般競争入札実施要綱（平成7年あきる野市通達第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 総合評価方式の導入目的・経緯

公共工事は、社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義があり、その品質は、現在及び将来の世代にわたる市民の利益として、確保されなければならない。

一方、公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念、また、くじ引きによる落札者の決定の増加による偶発性の顕在化などが顕著となった。

このような社会状況を受け、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）が施行され、第3条第2項「基本理念」において、「公共工事の品質は経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されている。

また、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、平成17年8月26日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」においても、価格に加え、価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」による入札方式の適用を掲げている。

市では、総合評価方式を平成21年度より試行実施してきたが、工事の品質を高める効果が確認できたことから、平成29年度より本格実施する。

3 総合評価方式の対象工事

以下（１）から（３）までの基準を基に工事内容や工事難度等を総合的に判断し、対象工事や参加資格要件（地域要件）については競争入札等審査委員会において決定する。

（１） 対象金額

設計金額（積算した工事金額）４，５００万円（建築工事の場合９，０００万円）以上１５，０００万円未満の案件（共同企業体方式の案件は除く。）

ただし、１，０００万円以上４，５００万円（建築工事の場合９，０００万円）未満の案件であっても、施工業者の高い技術力が求められる工事は対象とすることができる。

（２） 対象工事業種

一般土木工事、下水道施設工事、道路舗装工事、建築工事、設備工事（電気・給排水衛生）

（３） 参加資格要件（地域要件）

資格審査システムにおいて登録してある本店又は委任した支店、営業所等をあきる野市内に有すること。

4 学識経験者への意見聴取

- （１） 次の場合は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項の規定により、中立かつ公平・公正な立場から２人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見をあらかじめ聴く。

ア 落札者決定基準を定めようとするとき

イ 落札者を決定しようとするとき（ただし、アにおいて落札者決定時に改めて意見を聴く必要があるとされたときに限る。）

- （２） 意見を聴取する学識経験者は２人以上とし、市長が選任するものとする。また、意見を聴取する学識経験者の任期は１年とし、再任を妨げないものとする。

5 落札者決定基準

価格評価点と技術評価点を合計した評価値が、最も高い者を落札者とする。

(1) 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の満点は、次のとおりとする。

- ア 価格評価点 50点
- イ 技術評価点 50点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札参加資格者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第2位を四捨五入して算定する。なお、価格評価点が50点を上回った場合でも配点は満点の50点とする。

$$\text{価格評価点} = 50\text{点} \times \left\{ \frac{(\text{予定価格} - \text{入札価格} \times 1.10)}{(\text{予定価格} - \text{調査基準価格})} \right\}$$

(3) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札参加資格者が提出した技術資料等により、表1「特別簡易型総合評価方式における評価項目及び評価基準」に基づいて次の算定式による小数点以下第2位を四捨五入して算定する。

$$\text{技術評価点} = 50\text{点} \times \left(\frac{\text{評点の単純合計}}{\text{配点合計}} \right)$$

【表１】特別簡易型総合評価方式における評価項目及び評価基準（標準例）

（１） 建築、設備（電気工事及び給排水衛生）工事の場合（配点合計：２０点）

企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	提出資料
過去５年間の同種（同規模）工事の施工実績の有無 ※ 過去５年間とは、入札の告示日前日の５年前から、当該告示日の前日までを指すものとする。 ※ 同規模工事とは、契約金額〇〇〇〇万円以上の工事とする。 ※ 同種工事とは、〇〇工事であること。	あきる野市において同種かつ同規模以上の実績がある。	４	契約書の写し又はＣＯＲＩＮＳの写し （契約書に押印がない等、客観性をもって必要条件を確認できない場合は、評価しないものとする。）
	あきる野市以外において同種かつ同規模以上の実績がある。	３	
	あきる野市において同種工事の実績がある。	２	
	あきる野市以外において同種工事の実績がある。	１	
	同種工事の実績なし	０	
過去３年間に於ける直近３件のあきる野市発注の工事成績評定点の平均点 なお、３件に満たない場合は、該当する工事件数のみを対象とし、その合計点を該当工事件数で割るものとする。 ※ 過去３年間とは、入札の告示日前日の３年前から、当該告示日の前日までを指すものとする。 ※ 直近３件とは、工事完了日が入札告示日に近いものから順に３件とし、工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、その複数の工事成績評定点の平均点とする。 ※ 建設工事共同企業体の構成員としての実績を含むこととする。	８０点以上	７	なし
	７７．５点以上 ８０点未満	６	
	７５点以上 ７７．５点未満	５	
	７２．５点以上 ７５点未満	４	
	７０点以上 ７２．５点未満	３	
	６７．５点以上 ７０点未満	２	
	６５点以上 ６７．５点未満	１	
	６０点以上 ６５点未満	０	
	６０点未満	－２	
	工事成績なし	０	
過去１年間に於いて、あきる野市における工事成績評定点が６０点未満の有無 ※ 過去１年間とは、入札の告示日前日の１年前から当該告示日の前日までを指すものとする。	６０点未満 なし	０	なし
	６０点未満 あり	－２	

配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	提出資料
配置予定技術者(注)の保有する技術者資格の有無 ※ 配置予定技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書と同じ者であること。	監理技術者となり得る資格がある。(1級〇〇施工管理技士等)	2	技術者資格者等の写し (配置予定技術者が監理技術者の場合は監理技術者証の写し)
	主任技術者となり得る資格がある。(2級〇〇施工管理技士等)	1	
	保有する資格なし	0	
配置予定技術者が過去5年間に主任(監理)技術者として施工した同種(同規模)工事の施工経験の有無 ※ 過去5年間とは、入札の告示日前日の5年前から当該告示日の前日までを指すものとする。 ※ 同規模工事とは、契約金額〇〇〇〇万円以上の工事とする。 ※ 同種工事とは、〇〇工事であること。 ※ 建設工事共同企業体の構成員としての実績を含むこととするが、この場合の契約金額は、契約金額に出資比率の割合を乗じて得た金額とする。	本市発注の同規模以上の同種工事の元請としての施工経験がある。	4	CORINS 竣工登録工事カルテの写し又は主任技術者届の写し等 施工経験が確認できる書類(客観性をもって必要条件を確認できない場合は、評価しないものとする。)
	本市発注以外(民間は除く)の同規模以上の同種工事の元請としての施工経験がある。	3	
	本市発注の同種工事の元請としての施工経験がある。	2	
	本市発注以外(民間は除く)の同種工事の元請としての施工経験がある。	1	
	同種工事の経験なし	0	

(注) 申告書提出後の配置予定技術者の変更は、配置予定技術者の死亡、傷病等真にやむを得ない場合のほか原則できません。

地域精進度

評価項目	評価基準	配点	提出資料
本店があきる野市内にあることの有無 ※ 本店の所在地により評価する。	あきる野市内に本店がある。	1	なし
	あきる野市内に本店がない。	0	

地域貢献度

評価項目	評価基準	配点	提出資料
社員のあきる野市消防団員の所属状況により評価する。	社員のあきる野市消防団への所属がある。	1	なし
	社員のあきる野市消防団への所属がない。	0	
地域防災リーダーへの登録の有無	登録がある。	1	なし
	登録がない。	0	

(2) 一般土木、道路舗装、下水道施設工事の場合（配点合計：22点）

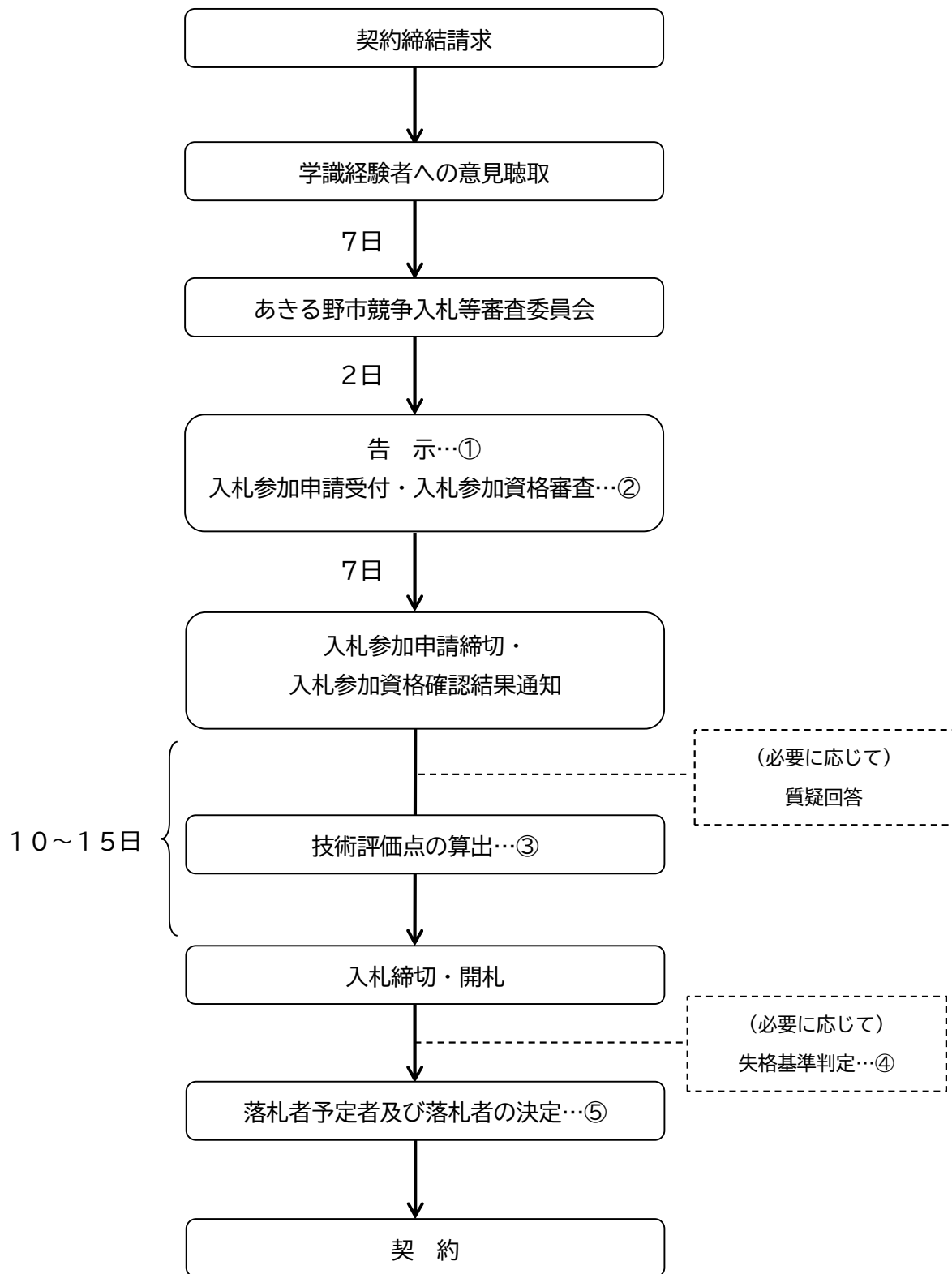
企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度の評価項目は共通（建築工事と同様）

地域貢献度

評価項目	評価基準	配点	提出資料
緊急時の支援体制の有無 あきる野市との防災協定締結の有無により評価する。	防災協定を締結している。	1	なし
	防災協定を締結していない。	0	
令和〇〇年度にあきる野市と除排雪作業及び道路応急補修工事の単価契約の契約実績の有無により評価する。	緊急工事等（除排雪作業又は道路応急補修工事）の契約実績がある。	1	なし
	緊急工事等（除排雪作業又は道路応急補修工事）の契約実績がない。	0	
社員のあきる野市消防団員の所属状況により評価する。	社員のあきる野市消防団への所属がある。	1	なし
	社員のあきる野市消防団への所属がない。	0	
地域防災リーダーへの登録の有無	登録がある。	1	なし
	登録がない。	0	

6 総合評価方式の手続き

総合評価方式の手続きの流れ



①公示

総合評価方式を行うときは、入札参加資格要件と併せて、次に掲げる事項を公示する。

- ア 総合評価方式の採用に関すること。
- イ 総合評価方式に必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出に関すること。
- ウ 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- エ 総合評価方式に関する評価結果の公表に関すること。
- オ 価格以外の評価結果についての疑義照会に関すること。
- カ 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- キ その他必要と認めること。

②入札参加申請受付・入札参加資格審査

技術評価を行うため、総合評価方式の入札参加申込者から一般競争入札参加資格確認申請書と同時に、総合評価一般競争入札参加申告書及び技術資料として次に掲げる資料の提出を求め、入札参加資格の審査を行う。

- ア 同種工事の施工実績を確認できる資料
- イ 配置予定技術者の資格を確認できる資料
- ウ 配置予定技術者の施工経験を確認できる資料
- エ その他必要と認める資料

③技術評価点の算出

入札参加資格が確認された入札参加資格者の企業の施工能力等に係る評価項目に対する評価を行う。

④失格基準判定

別記1「総合評価方式における低入札価格調査の実施」のとおりとする。

⑤落札予定者及び落札者の決定

入札参加資格を満たし、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、落札者決定基準により得られた評価値が最も高いものを落札予定者として決定する。ただし、落札予定者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、その者を落札予定者とせず、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札予定者とする。

- ア 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- イ 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適當であると認めるとき。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札予定者を決定する。

落札予定者について、「4 学識経験者への意見聴取」（1）イの規定により落札者を決定する。落札者を決定したときは、当該落札者及びその他の入札参加者に対し、通知する。

7 評価内容の担保

入札参加者が提出した技術資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、あきる野市競争入札参加資格者指名停止基準の規定に基づき、指名停止その他の適切な措置を講じる。

8 秘密の保持

入札参加者から提出された技術資料は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 入札参加の資格審査及び評価以外には使用しない。ただし、当該技術資料を提出した者から承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 返却及び公表は、原則として行わない。

9 評価結果の公表

総合評価方式により落札者を決定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 落札者名・入札参加者名
- (2) 入札参加者の入札金額
- (3) 入札参加者の評価点（技術評価点、価格評価点、総合評価値）
- (4) その他必要な情報

10 落札者となれなかった者に対する理由の説明

落札者となれなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。説明を求められた場合には、書面により回答を行う。

11 その他

- (1) 入札参加申請締切後の配置予定技術者の変更は、配置予定技術者の死亡、傷病等真にやむを得ない場合のほか原則認めない。
- (2) 総合評価方式の対象工事、評価項目等については、適宜検証を行い、必要に応じてガイドラインの改定を行うこととする。

別記１ 総合評価方式における低入札価格調査の実施

１ 調査基準価格は、次の基準により設定するものとする。

- (１) 直接工事費に１０分の９．７を乗じて得た額
- (２) 共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額
- (３) 現場管理費に１０分の９を乗じて得た額
- (４) 一般管理費に１０分の６．８を乗じて得た額

調査基準価格は、(１) から (４) までの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とする。

なお、特別なものについては、上記の算定方法にかかわらず１０分の９．２から１０分の７．５までの範囲内で適宜の割合とする。

２ 予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額を比較価格とし、調査基準価格に１１０分の１００を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する調査基準価格とする。

３ 開札において、第１順位者の入札価格が比較価格に対する調査基準価格未満の場合、落札候補者の決定を保留し、失格基準の判定を実施する。

判定においては、(１) から (５) までに掲げる項目を一つでも該当したときは、当該第１順位者を失格と判定し、全て該当しないときは、６の調査基準価格未満の入札者と契約を締結する場合の取扱いにより契約するものとする。

ただし、各経費の区分が共通仮設費、現場管理費、一般管理費に該当しない場合は、それらに代えて(６)を適用する。

- (１) 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計における直接工事費の７５％未満である。
- (２) 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の共通仮設費が、市の設計における共通仮設費の７０％未満である。
- (３) 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の現場管理費相当額が、市の設計における現場管理費相当額の６０％未満である。
- (４) 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の一般管理費が、市の設計における一般管理費の３０％未満である。
- (５) 当該第１順位者の入札価格が、アからエまでの合計額からオを減じ、円未満を切り捨てた額（以下「総額基準額」という。）未満である。

ア 直接工事費に１０分の９．７を乗じて得た額

イ 共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額

ウ 現場管理費に１０分の９を乗じて得た額

- エ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額
- オ 比較価格に10分の0.5を乗じて得た額
- (6) 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費等の額が、市の設計における諸経費等の額の55%未満である。

- 4 総額基準額が、比較価格に対する調査基準価格以上の場合は、(5)を、適用しない。
- 5 前3項の規定により第1順位者が失格になった場合は、次順位者を落札候補者とするものとする。
ただし、次順位者が比較価格に対する調査基準価格未満の場合は、当該入札者を調査対象者とするものとする。
- 6 調査基準価格未満の入札者と契約を締結する場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 検査及び監督を強化する。
 - (2) 当該落札者の契約締結時の契約保証金は、請負代金額の100分の20以上を納付すること。
 - (3) 工期が重複する低入札価格調査該当工事の受注は、3件までとする。
 - (4) 前金払の限度額は、請負代金額の100分の30以内とする。